

平成24年度の掛金率(お知らせ)

平成 24 年度の掛金率の改定について、24 年 1 月 25 日に開催された共済運営委員会において、審議され、下表のとおり了承されましたのでお知らせします。

①40 歳以上 65 歳未満の加入者 () 内は、平成 23 年度の掛金率 (%)

区 分	短期掛金率					長期掛金率				合 計
	短 期 給付分	介護分	事務費分	福 祉 事業分	計	長 期 給付分	事務費分	福 祉 事業分	計	
甲 種 加入者	6.52	1.025 (0.984)	0.055	0.125	7.725 (7.684)	13.292 (12.938)	0.055	0.125	13.472 (13.118)	21.197 (20.802)
乙 種 加入者等	6.52	1.025 (0.984)	0.055	0.195	7.795 (7.754)	—	—	—	—	7.795 (7.754)
丙 種 加入者	—	—	—	—	—	13.292 (12.938)	0.055	0.195	13.542 (13.188)	13.542 (13.188)
任意継続 加入者	6.52	1.025 (0.984)	0.055	0.125	7.725 (7.684)	—	—	—	—	7.725 (7.684)

②40 歳未満の加入者及び 65 歳以上の加入者 () 内は、平成 23 年度の掛金率 (%)

区 分	短期掛金率					長期掛金率				合 計
	短 期 給付分	介護分	事務費分	福 祉 事業分	計	長 期 給付分	事務費分	福 祉 事業分	計	
甲 種 加入者	6.52	—	0.055	0.125	6.7	13.292 (12.938)	0.055	0.125	13.472 (13.118)	20.172 (19.818)
乙 種 加入者等	6.52	—	0.055	0.195	6.77	—	—	—	—	6.77
丙 種 加入者	—	—	—	—	—	13.292 (12.938)	0.055	0.195	13.542 (13.188)	13.542 (13.188)
任意継続 加入者	6.52	—	0.055	0.125	6.7	—	—	—	—	6.7

<区分>

甲種加入者…短期・長期適用者。

乙種加入者等…乙種加入者(短期のみ適用者)、協定特例加入者、放送大学・法科大学院への公務員派遣加入者。

丙種加入者…長期のみ適用者。

任意継続加入者…退職後短期のみ適用者。

◎掛金の負担は、従来どおり、甲種・乙種・丙種加入者については加入者と学校法人等が折半負担、任意継続加入者については全額加入者負担となります。

◎都道府県補助金は、標準給与の月額に係る長期掛金に対して補助されます。賞与等の額に係る長期掛金に対して補助はありません。

<参考>

児童手当拠出金率の変更(予定)

平成 24 年度政府予算案が閣議決定されましたが、本案において児童手当事業主拠出金率を 0.13%から 0.15%へ引き上げることとされています。正式に決定され次第、改めて通知します。